

死亡災害が多発しています!!

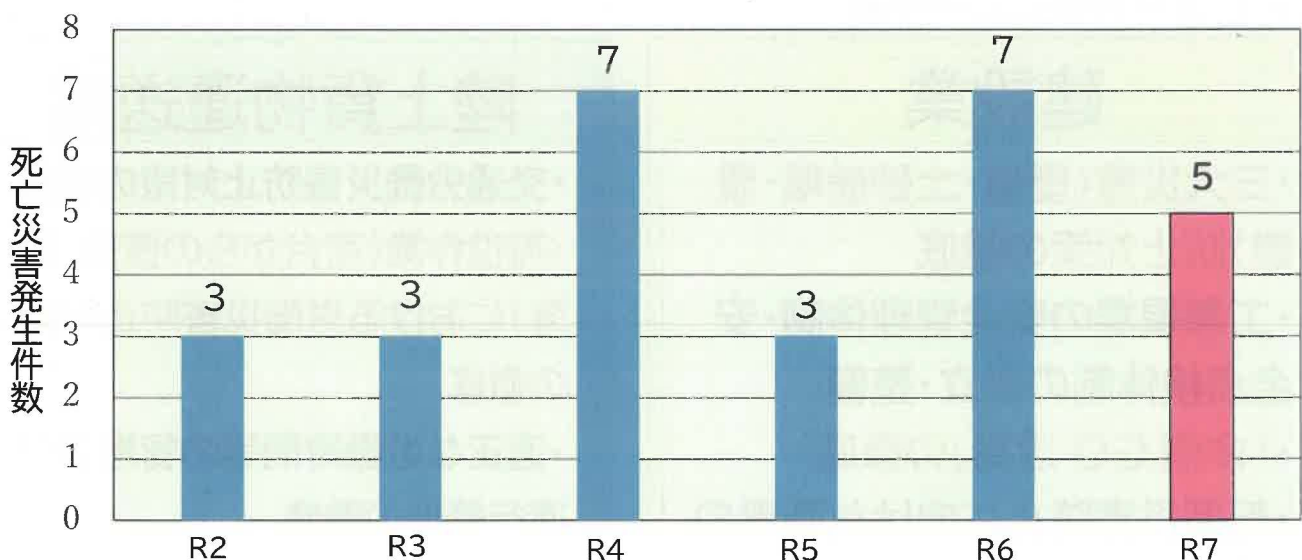
大阪労働局 堺労働基準監督署

1 趣 旨

堺労働基準監督署管内の死亡災害発生件数は、令和7年の1月から4月までの4カ月は0件を維持していたが、5月に2件発生して以降、6月、7月、8月と1件ずつ立て続けに発生しており、**9月末日(速報値)現在、5件**となっている。このままの傾向が続けば過去5年間で死亡災害が最も多かった令和4年、令和6年(7件)を上回りがねないことも予想され、極めて憂慮すべき状況である。(表1参照)

表1 死亡災害発生件数の推移

(堺署管内の R2～R6 年 1月1日から 12月 31 日まで件数 R7 のみ 9 月末現在まで)



また、堺労働基準監督署では令和5年4月より「**堺署 第14次労働災害防止推進計画**」を進めているところであり、その中で死亡災害について、令和4年と比較して5%の減少をうたっているところであるが、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある。

労働災害発生の防止のため最大限の努力を傾注すべきことは、労働者を使用する事業者の最も重要な責務である。

このため、これ以上死亡労働災害により堺市内で働く方々の尊い生命が失われることのないよう、緊急労働災害防止対策を実施することにより、堺労働基準監督署及び関係事業者が一丸となって、労働災害防止の取組に万全を期すものとする。

2 緊急労働災害防止対策実施期間

令和7年 10月1日から 12月末日まで

3 事業場における取組事項

(1) すべての事業場における取組

- ア 経営トップが安全について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。
- イ 事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- ウ 一人作業において重篤な災害が発生していることから、一人作業における作業手順の確認及び**危険予知(KY)**活動を行うこと。
- エ 墜落・転落災害が発生していることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ること。
- オ **高年齢労働者**による災害が多数発生していることから、高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。
- カ 重篤な交通労働災害が発生していることから、安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。

(2) 主な業種ごとの取組

建設業

- ・**三大災害(墜落・土砂崩壊・重機)**防止対策の徹底
- ・工事現場の安全管理体制・安全点検体制の確立・整備
- ・「**命綱 GO 活動**」の徹底
- ・転倒災害防止に向けた職場の4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)の推進

陸上貨物運送業

- ・交通労働災害防止対策の徹底
- ・荷役作業(荷台からの**墜落・転落**)における労働災害防止対策の徹底
- ・適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底
- ・**フォークリフト**使用時の接触防止措置及び用途外使用禁止

製造業

- ・安全な機械の採用及び使用の徹底
- ・機械の隔離や停止といった挟まれ・巻き込まれ災害の防止
- ・雇入れ時等の安全教育の徹底
- ・安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- ・**リスクアセスメント**による危険の可視化

第3次産業

- ・転倒や転落災害の防止を徹底するため、**危険箇所の特定、改善の実施**
- ・重量物取扱い作業・介護作業時の腰痛予防対策の徹底
- ・職場の4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)・危険予知活動の推進
- ・**未熟練労働者**への安全衛生教育の徹底

はさまれ・巻き込まれ防止対策に 取り組んでまっ堺運動

「はさまれ・ 巻き込まれ」

災害とは？

機械や設備に体の一部が挟まれたり、巻き込まれたりすることを指します。



プレス機械に手をはさまれそうになった



機械の清掃中に手巻き込まれそうになった

令和6年の製造業における死傷災害件数（全国）

死傷災害 26,676件

死亡災害 142件

はさまれ・巻き込まれ災害

死傷災害 6,114件

死亡災害 41件

厚生労働省「令和6年労働災害発生状況の分析等」

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- ・リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

機械設備の安全対策

危険な可動部分に覆いや柵を設置することや、機械設備の定期点検と保守を徹底することが重要です。（柵・インターロックや非常停止装置の設置。機械の保守点検で故障などの早期発見も重要です。）

作業手順の徹底

安全な作業手順を確立し、それを労働者全員に周知徹底することが重要です。（作業手順書の作成、作業開始前点検の実施と、定期的な見直しと改善を行いましょう。）
作業手順を徹底し、安全作業を行い、事故リスクを減少させましょう。

安全教育の実施

定期的な安全教育を行い、労働者が常に最新の安全知識を持つようにすることが重要です。（雇入時・作業転換時の教育、定期的な研修等を実施し、労働者の作業環境で潜在的な危険を認識し、適切に対応できるようにすることも効果的です。）



厚生労働省

大阪労働局・堺労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

改訂 2025.10

はさまれ・巻き込まれ災害防止のためのチェックリスト

	項目	着眼点	☑
1	原動機、回転軸、プーリー、ベルトなどには安全カバー、安全柵、囲いなどを設けていますか。	手や指などが入る危険箇所は、全体を覆うことが有効であり、また、カバーを開けると停止するインターロックなど本質的安全化を推進することが重要です。	☐
2	回転軸、歯車、プーリーなど回転物に付属する止め具は埋頭型か、平滑な覆いで直接防護していますか。	回転部分にボルトなどの突出した止め金具があり、これに被服などが引っかかり、回転部分に巻き込まれる事例があります	☐
3	機械には、非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか。	非常停止装置、急停止装置は誰が見てもよくわかるように表示をし、危険箇所ごとに設置しましょう。また、災害発生の場合に被災者自らがその位置で容易に操作できる位置に設置しましょう。	☐
4	共同で機械作業を行うときは、一定の合図を定めて合図者が合図を行っていますか。	起動することを予期していない労働者が、機械に身体の一部を入れたときに、機械が突然動き始めたことによる災害が多発しています。	☐
5	機械の清掃、点検、修理を行うときは機械を停止し、キーをかけ、見やすい箇所に表示板をかけていますか。	機械の清掃などの作業を行う場合は、必ず機械の電源を切り、確実に運転を停止してから行うことが重要です。 また、起動装置に錠をかけることや、「スイッチを入れるな」等の表示板を取り付け、他の労働者による誤動作を防ぎましょう。	☐
6	巻き取りロールやロール機には囲い・ガイドロールを設けていますか。	巻き込まれると手指を切断するなどの重大な災害となります。危険部分には囲いやガイドロール、光電センサーなどを設けましょう。	☐
7	作業帽、作業服、安全靴を着用していますか。	作業中の労働者の頭髮、作業服の袖、タオルなどが巻き込まれる災害も発生しています。正しい作業服装により、作業をすることが重要です。	☐
8	ボール盤、面取り盤などの作業では手袋の使用を禁止していますか。	回転する刃物などに、作業中の手が巻き込まれることがあることから手袋の使用を禁止し、その旨を機械の見やすい位置に表示しましょう。	☐
9	遠心機械、粉碎機、混合機の内容物を取り出すときは運転を停止していますか。	機械が完全に停止しないと開かない機構とするか、ふたやカバーなどを開ければ速やかに可動部分が停止するブレーキを備えることが有効です。	☐
10	コンベヤーには、巻き込まれないように 囲い、覆いを設けていますか。 また、ロープ式非常停止装置を設けていますか。	コンベヤーの隙間や駆動部に身体の一部が巻き込まれる災害が多発しています。安全柵や覆いを設置するとともに、非常時においてどの位置でも運転を停止できるよう「ロープ式非常停止装置」などを設けましょう。	☐

転倒災害防止対策に 取り組んでまっ堺運動

転倒災害の種類は
大きく分けて右の

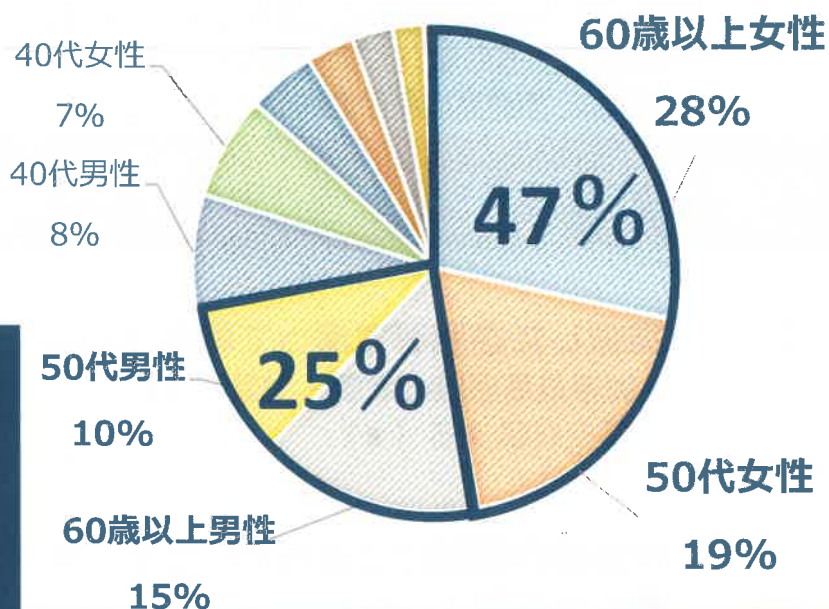
3種類!!

皆さまの職場にも
似たような危険は
ありませんか？

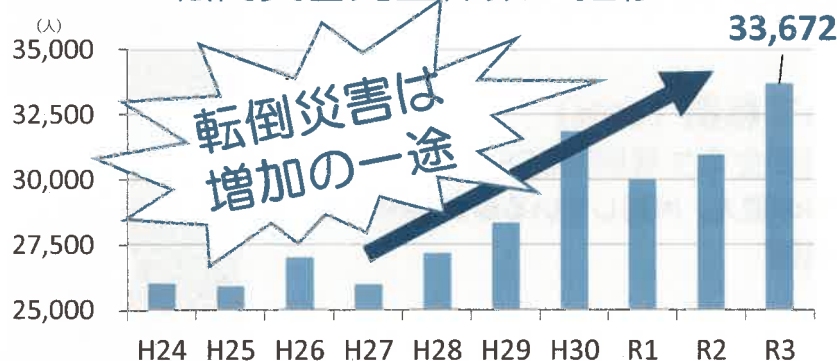


転倒災害を
男女別・年齢別
でみると

50代以上で
全体の72%
を占めています。



転倒災害発生件数の推移



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

転倒災害による
平均休業日数 47日

原因と対策は裏面へ

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 ▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- ☐  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 ▶バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- ☐  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 ▶敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
- ☐  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
 ▶適切な通路の設定
 ▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 ▶設備、什器等の角の「見える化」
- ☐  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 ▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 ▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- ☐  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 ▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
- ☐  水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
 ▶滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 ▶防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 ▶隣接エリアまで濡れないよう処置
- ☐  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 ▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリーガイドラインに 取り組んでまっ堺運動

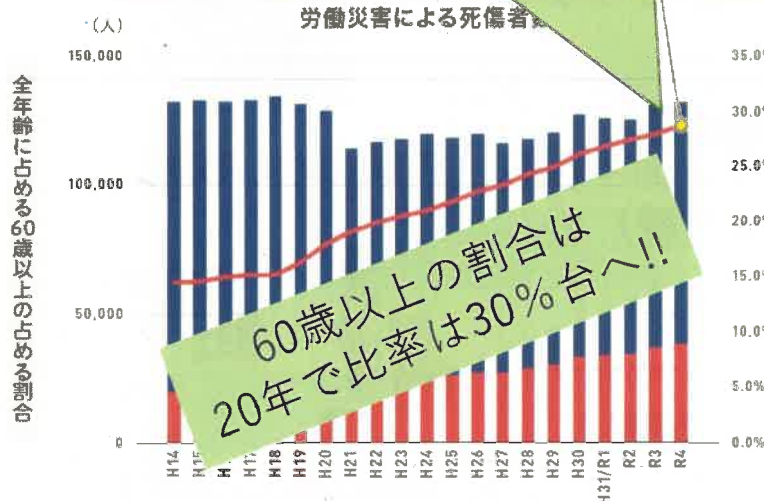
働く高齢者の特性に配慮した
エイジフレンドリーな職場を
目指しましょう。

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」
(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

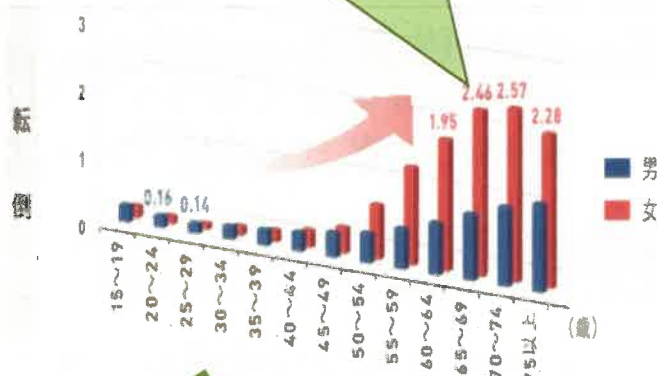


働く人5人に1人、労災死傷者数の30%弱が60歳以上

休業4日以上死傷者数のうち60歳以上の高齢者の占める割合は28.7%

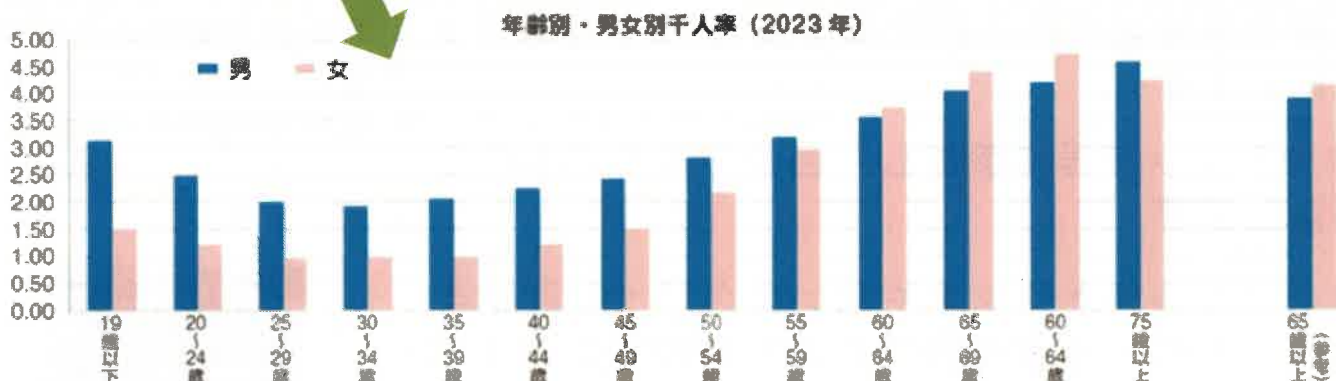


女性の場合60歳以上（平均2.24）は20代平均（0.16）の約15倍



60歳以上の労災発生率は30代と比べ男性2倍、女性4倍

男性は「墜落・転落」防止、
女性は「転倒」防止が急務



データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルスへの感染症へのり患によるものを除く：労働力調査（年次2023年・基本集計第1-2表役員を除く雇用者）



厚生労働省

大阪労働局・堺労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

改訂 2025.4

ガイドラインの概要（抜粋）

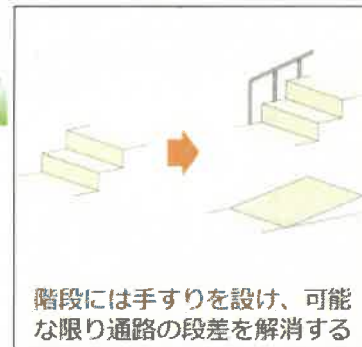
事業者求められるもの

1. 安全衛生管理体制の確立 等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織、担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2. 職場の環境改善

（身体機能低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業環境、勤務形態等の工夫）



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4. 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能維持向上への取り組み）

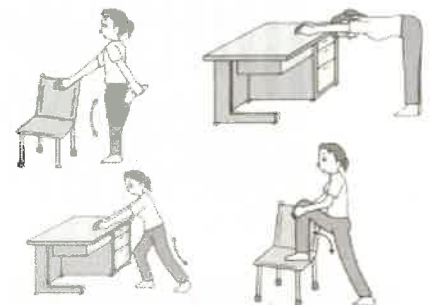


5. 安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

労働者に求められるもの

- ・ 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・ 法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診 査等を受けるようにします
- ・ 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・ 日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・ 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は 厚生労働省 ホームページに掲載しています。

